

キャンパスライフ編

学期始め オリエンテーション

2025年度



東京学芸大学

2025 学生生活の手引

学生生活の手引は、学芸ポータルリンクメニューに掲載しています。

◆充実した学生生活が送れるように生活全般について基本的な情報をまとめたものです。

- 手続きの仕方
- キャンパスルール
- 学生生活 授業料免除, 奨学金, 学生寮, 学生相談等
- 課外活動
- 就職
- 海外留学
- その他いろいろな情報



学生課窓口対応時間 8:30 ~ 16:45

※授業期間外は8:30~12:00 13:00~16:45

学生相談

キャンパスライフ委員会について

- ◆ もし、大学においてあなたの安全で快適な生活を送る権利が侵害されていると感じたら、キャンパスライフ委員会に相談してください。



相談窓口

詳細は、リーフレット「**キャンパスライフ・ガイドライン** [応用編]」、「**相談できます**」をご覧ください。

なお、大学HP > 学生生活・キャリア支援 > キャンパスライフ委員会 に、ガイドラインをはじめ、セクハラ・アカハラ・パワハラ・アルハラなどのハラスメントの説明、相談窓口（相談員）、予防と対策、困った時のQ & A等の情報が載っています。

また、**キャンパスライフ委員会の案内動画**を近日公開する予定です。

詳しくは、後日、学芸ポータルでお知らせします。

- ◆ひとりで悩まないで、話してみませんか。
 - 授業がつまらない。大学に行きたくない。留年が心配だ。
 - 実習や就活が不安だ。進路を決められない。将来が不安だ。
 - 先生や友達とコミュニケーションがとれない。
 - 恋人や家族のことで悩んでいる。
 - ◆心理テストによって、自分の性格について考えることもできます。
 - ◆友達と一緒に相談することもできます。
 - ◆他の相談機関や医療機関も紹介いたします。
 - ◆話した内容や、利用者のお名前は、外部に漏れません。
- 詳しくは、リーフレット「ひとりで悩まないで」をご覧ください。

◆保健管理センターは、皆さんの健康問題や生活上の諸問題の解決を援助するところです。

皆さんが健康的に学生生活を送り、勉学やサークル活動等に専念できるように、医師・看護師・カウンセラーなどの専任のスタッフが心身両面にわたって相談や助言・指導を行っていますので、遠慮なく相談してください。

- 詳しくは、**あなたを助ける相談窓口**をご覧ください。
- 健康診断の日程は学芸ポータルの「お知らせ」で確認してください

- ◆自分の指導教員との連絡方法をお互いに確認しておくこと。
急に先生に連絡したいときのために・・・
指導教員(他の教員でも)のメールアドレス、あるいは電話などの連絡方法を確認しておいてください。
- ◆自分のメールアドレス・電話番号・住所が変わったら速やかに指導教員に連絡するとともに、学務課で手続きを行ってください。
- ◆学内のいろいろな相談窓口については、配布した各種パンフレットや学芸ポータル「学生生活の手引」等を参考にしてください。



授業料について

【問合先】経理課収入支出係 本部棟2階

【受付時間】8:30－12:00 13:00－17:00

◆授業料の納付

春学期分 4月末まで

秋学期分 10月末まで 各学期 267,900円

<春学期授業料の口座振替日>

4月28日:通常 of 引落し

5月27日:前月に引落しができなかった 方の再引落し

<秋学期授業料の口座振替日>

10月27日:通常 of 引落し

11月27日:前月に引落しができなかった 方の再引落し

授業料免除について

【問合先】学生課学生支援係 中央2号館(南講義棟)2階

◆授業料免除の申請

春学期 1月中旬～2月下旬まで（1月中旬HP公開）

秋学期 8月末～9月中旬まで（7月中旬HP公開）

授業料免除は、日本学生支援機構の給付奨学金への申し込みが必要です。

東京学芸大学HP > 学生生活・キャリア支援
> 入学料・授業料の免除・徴収猶予制度
<https://www.u-gakugei.ac.jp/tuition-exemption/>



経済支援

高等教育の修学支援新制度について

◆令和7年度より

**多子世帯^{*1}の学生は
授業料が全額免除^{*2}となります。**

*1 生計維持者が扶養する子どもが3人以上の世帯
令和7年春学期分は令和5年12月31日の情報で審査されます

*2 上限額 授業料(半期):267,900円

希望する方は、日本学生支援機構の給付奨学金にお申込みください。

奨学金制度について

【問合先】学生課学生支援係 中央2号館(南講義棟)2階

◆日本学生支援機構 奨学金の申請

日本学生支援機構の奨学金には、給付型と貸与型があります。
申請時期は春(4月)と秋(9月)です。
詳細は、奨学金制度Webサイトをご確認ください。

◆家計急変(生計維持者の死亡・被災・失職・病気等による収入減少)があった場合は、奨学金を随時申請できます。詳しくは学生課3番窓口にご相談してください。

東京学芸大学HP > 学生生活・キャリア支援
> 奨学金制度
<https://www.u-gakugei.ac.jp/scholarship/>



◆「学生教育研究災害傷害保険(学研災)」

国内外における教育研究活動(授業、学校行事、課外活動及び通学等)中に、不慮の事故によって身体に被った傷害に対する補償制度です。

◆「学研災付帯賠償責任保険(学研賠)」

誤って相手にケガをさせたり、他人や施設等の器物等を損壊した際の損害賠償に対する補償制度です。

◆事故が起きたときは、保険会社へ連絡をして手続きをします。

請求書は学生課4番窓口で配付しています。

通院日数や入院日数に応じて保険金が支払われます。

サークル等でのケガは、治療日数等により適用されない場合がありますので、学生課4番窓口で相談してください。

【問合先】学生課 中央2号館(南講義棟)2階

- ◆本学では、大学における一般的な教育研究活動に加えて、教育実習、介護体験、インターンシップ、ボランティア等の活動に参加する機会があることから、学生教育研究災害傷害保険(学研災)及び学研災付帯賠償責任保険(学研賠)への加入を**義務**付けています。
- ◆入学手続き時に、上記保険の**保険料を納付していない方**は、できるだけ早く**納付をしてください**。
- ◆保険料を納付したか覚えていない場合は、学生課4番窓口で確認することができます。
- ◆手続き等で質問がある場合は、学生課4番窓口へお越しください。

通学定期券の購入について

- ◆通学定期券は、現住所の最寄り駅から大学の最寄り駅までの最短区間に限ります。
- ◆**通学以外の目的で購入することはできません。**
- ◆通学定期券は自動発行機で通学証明書を発行し、駅窓口へ持参して購入します。
- ◆通学証明書を発行するには、学生情報トータルシステムの[学籍情報関連＞学籍情報の更新＞学籍情報更新](#)で、通学区間（自宅最寄り駅と大学最寄り駅）等の情報を事前に入力しておく必要があります。
- ◆入力情報は、翌日反映となります。**購入したい日の前日22時までに必要な情報は入力しておきましょう。**

◆試験やレポート提出時に以下の不正行為で、これまで何人も
の学生が 懲戒処分の対象となっています。

- ✓ 試験で他人の答案や持ち込み不可とされているものを見て解答する。
- ✓ 試験時に他人に自分の答案を見せる。
- ✓ 他人が作成したレポートや論文の一部、又は全部を自分が作成したものとして使用する。
- ✓ 生成系AI から持ち出した文章をそのままレポートに利用する。
- ✓ 不正行為に使用すると知りながら作成したレポートを他人に提供する。

懲戒処分の種類 退学 ・ 停学 ・ 戒告

- ◆停学になると不正をした科目が失格になるだけでなく、**その学期に履修した全ての科目が失格**となります。
- ◆奨学金の貸与・給付者は、支給停止や取消となります。

道路交通法の改正により、**全ての自転車利用者のヘルメットの着用が努力義務**となりました（令和5年4月1日～）。

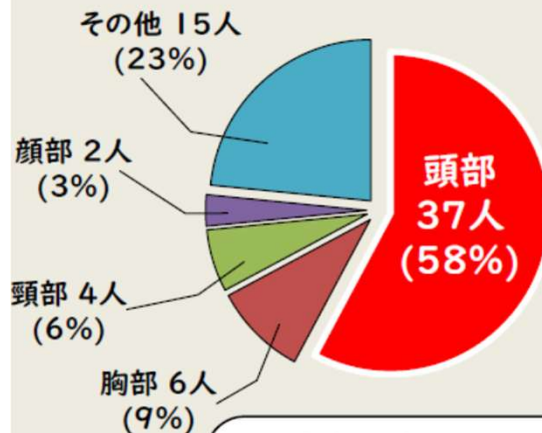
交通事故の被害を軽減するためには、**頭部を守ることが重要です**。

お気に入りのヘルメットを着用し、**大切な命**を守りましょう！

福岡県警察HPより引用

自転車乗車中死者の人身損傷主部位

（平成30年から令和4年までの累計・福岡県）



自転車事故で亡くなられた方の**約6割が頭部に致命傷**を負っています。
大人も子供も**頭部の保護**が重要です！

ヘルメット着用状況別の致死率

（平成30年から令和4年までの累計・福岡県）

（注）「致死率」とは、死傷者に占める死者の割合



非着用の場合、着用時に比べ自転車事故における**致死率が約4倍**高まります。

ヘルメットは正しく着用しましょう！

- ☐ 頭のサイズに合ったものを選びましょう！
- ☐ 先端はまゆ毛の上辺りに合わせて水平に！
- ☐ あごひもは、指が1～2本入る程度に調整！

自転車のマナーについて①

自転車を利用する上での大前提

自転車は「**軽車両**」です

自転車を利用するのであれば、必ず「道路交通法」を確認しておくこと。

事故が起こったとき、「知らなかった」は言い訳になりません。

【法令違反の一例】

- ✓ スマホ、携帯電話の使用や傘差しによる片手運転
- ✓ イヤホン、ヘッドホン使用しながらの運転
- ✓ 2人乗り、無灯火での運転
- ✓ 2台以上の並列走行
- ✓ 飲酒運転
- ✓ 車道の右側走行 ※車両なので左側走行が原則

自転車を利用する際は、法令遵守はもちろん、**常に歩行者の安全を確保し、マナーを守って利用**しなければなりません。

◆歩行者の安全優先

自転車は原則車道を走行しますが、車道の走行が危険であると判断される場合は、歩道を走行しても大丈夫です。その際は、**歩道内の車道側を徐行し、歩行者の安全確保を優先**する必要があります。

◆駐輪は許可された場所を利用

学内→白線で囲まれた場所のみ駐輪可能。

※スタンドのない自転車は、N棟裏の専用駐輪場を利用すること。

学外→公共駐輪場(時間貸し、契約含む)を利用すること。

※駐輪場の利用規約を遵守すること。

※駐輪時は施錠すること。施錠しないと盗難に遭う確率が跳ね上がります。

◆乗り入れ禁止区域

南・北講義棟から大生までの区域は自転車乗り入れ禁止区域です。

- ◆自転車は大事故にならないと思いがちですが、自分だけではなく、歩行者等、周りを巻き込む重大な事故になることがあります。

【事例1】賠償額 9, 5 2 1 万円

小学生が、夜間、歩道と車道の区分のない道路において、歩行者と正面衝突。歩行者は頭蓋骨骨折等の傷害を負い意識が戻らない状況となった。(神戸地裁 平成25年7月4日判決)

【事例2】禁固2年6月有罪判決

大学生が、イヤホンで音楽を聴きながら自転車を運転し歩行者をはねて死亡させたとし、重過失致死罪が適用。(千葉地裁 平成28年2月23日判決)

- ◆スピードの出し過ぎや周囲確認不足による、近隣住民や学生同士の接触事故も発生し、トラブルになった事例も多数発生しています。

◆自転車事故に限らず、交通事故をおこしてしまった場合、気が動転して的確な対応ができなくなる可能性がありますので、まず対応すべき手順を紹介します。

① **けが人の救護**

② **警察への連絡**

⇒①及び②は、交通事故が起きた場合の**義務**です。

③相手の身元確認・連絡先の交換

④ **保険会社への連絡**

⇒事故が起きたときは、自分で保険会社へ連絡をして手続きをします。

なお、通学途中であれば、先ほど説明した「学研災付帯賠償責任保険（学研賠）」が利用できます。分からないことや困ったことがあったら、南講義棟2階の学生課4番窓口へ相談に来てください。

⑤どんな理由があっても**その場で示談をしない**。

⇒仮に加害者（被害者）がこちらを責めてきても、「保険会社と相談したうえで」とはっきり伝えてください。

◆本学では自転車登録制度を導入をしています。

自転車マナーの向上に繋げるとともに、キャンパス内の自転車利用および駐輪について、適切な管理を行うことを目的としています。

自転車に貼る登録シールを交付しますので登録申請を行ってください。

- ・ **WEB申請**(<https://forms.office.com/r/n54d5qbfhn>) です。 ➡
- ・ 登録シールの有効期限は「在学期間中」です。
- ・ 申請後に自転車を変更した場合は、再申請が必要です。
- ・ 他の人が登録した自転車を譲り受けた場合は、実際に使用する者によりあらためて登録が必要です。
- ・ 登録料は無料です。登録できる台数は1人1台です。
- ・ 登録シールが交付されるまでは、未貼付のまま入構して差し支えありません。



令和7年度の申請受付は、4月1日より開始します。

- ◆学生の自動車、オートバイによる通学は禁止です。
- ◆自動車やオートバイを通学に使わなければならない特別な事情のある人は、南講義棟 2 階学生課 3 番窓口にご相談してください。
- ◆荷物搬入等で一時的に自動車を利用したい場合は、事前許可が必要となりますので、学生課 1 番窓口にご相談してください。

自動車やオートバイで大学近くまで移動し、周辺の路上や店舗、集合住宅の敷地内等に駐輪する学生がいます。
このような行為は、**不法行為**となりますので、**懲戒処分も含め、厳正に対処**します。

大学生の飲酒による死亡事故は、毎年のように発生しています。

- ◆飲酒の強要やイッキ飲みは、絶対にしない・させないでください。
- ◆アルコール・ハラスメント等に十分注意してください。
- ◆20歳未満の人は、お酒を飲んではいけません。
- ◆飲酒に伴う事故の防止に努めてください。

本学は、飲酒行為において次の処分が科せられます。

- ◆一気飲みや飲めない者等に飲酒を強制し、重大な事態に至った場合
⇒退学又は停学
- ◆未成年者自らの飲酒又は未成年と知りながら飲酒をすすめた場合
⇒停学又は戒告
- ◆その他、飲酒等により重大な事態に至った場合
⇒退学、停学又は戒告

◆盗難及び置き引きが多発しています。

大学のキャンパス内は不特定多数の人々が入り出することもあり、盗難及び置き引きが多発しています。**僅かな間でも貴重品から目を離さない**で下さい。ここで実際に起きた具体的な事例をご紹介します。

- 課外活動中、屋内体育施設において、貴重品を入れた荷物を置いたまま他の場所でミーティングを行い、当該施設に戻ったら、複数の荷物から現金等が盗難にあっていた。
- 課外活動中、屋外体育施設において、駐輪した自転車のカゴに貴重品を含むバック等を置いたまま学外にランニングに行ったところ、戻ったら、複数の荷物が盗難に遭うとともに自転車ごと持ち去られた。

※これ以外にも、図書館及び生協等でも、盗難及び置き引き等の被害が多数報告されていますので、ご注意ください。

- ◆学生の労働法規に対する無知や立場の弱さにつけ込むような形で違法行為が行われている場合があります。
- ◆アルバイトをする前に知っておきたい7つのポイント
 - ①アルバイトを始める前に、労働条件を確認しましょう。
 - ②バイト代は、毎月、決められた日に、全額支払いが原則です。
 - ③アルバイトでも、残業手当があります。
 - ④アルバイトでも、条件を満たせば、有給休暇が取れます。
 - ⑤アルバイトでも、仕事上のけがは労災保険が使えます。
 - ⑥アルバイトでも、会社都合の自由な解雇はできません。
 - ⑦困ったときは、「総合労働相談コーナー」に相談してください。

- ◆最初は イベント等への参加を誘い、宗教であることを明らかにせず、正体を隠して勧誘します。
- ◆集まり等に何度か参加したりして、友達もたくさんできて打ち解けた頃、教祖や教義の話を聞かされ、宗教に入ることを勧められます。
- ◆十分な情報がなく、正常な判断ができずに入信して、精神的、肉体的、財産的被害にあうケースが発生しています。

そのサークルは公認サークルですか？
迷ったら「サークルガイド」等で確認しましょう。

気づいたら、学生課のどの窓口でもよいので、
すぐに知らせてください。

マルチ商法とは、商品やサービスを契約して、次は自分が買い手を探し、次々に販売組織に加入させ、ピラミッド式に拡大させていく商法です。実際は、販売組織の会員となっても販売成果を上げられず、借金が残って被害者となるだけでなく、自らが勧誘・販売することで加害者となり被害を拡大させたりと、非常に問題の起こりやすい取引形態です。

「絶対にもうかる」などという勧誘には乗らないでください。また、身近な人からの誘いであっても、必要のない場合にはきっぱりと断ってください。特に、商品の購入を勧められた際に、消費者金融やカードローンなどでの借金を促された場合には、安易に借金をしないようくれぐれも注意してください。

東京都消費生活総合センター
03-3235-1155(相談専用電話)

- ◆薬物乱用は、心と体をボロボロにするだけでなく、家族や友人を巻き込み、あなたの大切な人生を台無しにしてしまいます。

「私はだいじょうぶ・・・」、「一度だけなら・・・」、
「ちょっとだけなら・・・」といった安易な考えは危険です。

- ◆一人ひとりが薬物乱用の本当の恐ろしさを正しく理解し、絶対に麻薬、覚せい剤、大麻、危険ドラッグ等の薬物に手を出さないようにしなければなりません。

◆大学生としての立ち振る舞いをしましょう。

軽率な行動がこれからの自分の人生に大きな傷跡を残すことになり、家族や友人など多くの人々を裏切ることになります。

◆学芸ポータル「学生関係諸規則」に懲戒規程及び懲戒処分の標準例が示されています。

大学として、問題のある行動に対しては厳格に対処していきます。

学生の皆さんに注意を喚起するとともに、自覚と責任を持つよう求めます。

- このマニュアルは、大規模地震等の災害が発生した場合の対応として、学生のみなさんが日頃注意することと、災害時にどのような行動をとればよいのかをまとめたものです。
- 新入生オリエンテーション時に配付しました。学芸ポータルにも掲載しています。

